

こどもホスピス等支援事業実施委託業務 企画提案指示書

1 委託する業務名

こどもホスピス等支援事業実施委託業務

2 業務の目的

重い病気や障がいのある子は、長期の入院生活を余儀なくされることなどから、本来こどもが享受できる様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる外遊びや多様な体験活動の機会に接することが困難であり、また、家族、特にきょうだい児との関わりが希薄になるなど、家族と安心して過ごすことも難しい環境となっている。

こどもホスピスを含むNPO法人等の民間団体が創意工夫して行う障がい児等の支援事業に関するシンポジウムやPRイベントを開催し、それぞれの関係団体の活動を広報啓発することで、新たに障がい児支援の取組を行おうとする機運を高めるとともに、道民や企業から団体への支援に繋げるなど、障がい児等が、安全で安心して家族との日常やこどもの希望に添った体験活動を得ることにより、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるための居場所づくりの促進を図る。

3 委託業務の内容

(1) シンポジウム

ア 開催場所

札幌市内

イ 開催テーマ

重い病気や障がいのあるこどもへの支援について

ウ 開催方法

対面形式及びオンライン形式

エ 対象者

道民および道内企業等

オ 内容

重い病気や障がいのある子への支援活動に係る知見を有する専門家による講演を行うとともに、トークセッションにおいて、道内外で地域の特色を活かした支援活動を展開している法人や自治体等から活動事例を発表し、意見交換を行う。

(ア) 基調講演 (60分程度)

(イ) トークセッション (90分程度)

※取組事例報告60分程度 (1名15分程度×4名程度)、意見交換30分程度

カ シンポジウムの運営等

シンポジウムの開催に向けた準備及び円滑な運営を実施する。

キ 開催周知及び参加者の募集

ホームページやSNS、チラシなどを活用し、シンポジウムの参加者及び視聴者が十分集まるような効果的な告知・広報を行う。

ク 開催場所、日時、形式等の企画・調整

参加者が集まりやすい開催場所や日時での実施に努め、対象者の関心を高める工夫をする。開催に当たっては、開催会場に集客(100名程度)するとともに、Zoomなどを活用してオンラインで配信し、多くの人が気軽に見ることができるよう努める。

ケ 講演者等の選定・出演依頼・調整

講演者等については、次により選定し、出演に向けた依頼・調整を行う。

(ア) 総合司会者(著書やメディア出演等で活躍する専門家等を想定)。

(イ) 講演者(道外で先進的な取組を実施している法人や団体等の代表者等を想定)。

(ウ) 事例発表者（道内で障がい児等の支援活動における、先進的な取組を実施している法人や団体等の代表者等を想定）。

コ アンケート調査及び結果整理

参加者へのアンケート調査等により、開催効果や今後の障がい児支援施策の課題等について整理する。

(2) PRイベント

ア 開催場所

道内3箇所（札幌市を除く。）

イ 開催テーマ

重い病気や障がいのあるこどもへの支援活動について

ウ 開催方法

シンポジウムにおける事例発表者が所属する団体等を含む団体の活動を紹介するパネル（15枚程度）を掲示する（団体からの貸与も認める）。

啓発物（リーフレット・ポケットティッシュ等）を作成し来客者に配布する。

エ 対象者

道民および道内企業等

オ 内容

団体等の活動を紹介するパネル掲示した場所で、啓発物を配布し普及啓発を実施する。

カ PRイベントの運営等

PRイベントの開催に向けた準備及び円滑な運営を実施する。

キ 開催周知

ホームページやSNS、チラシなどを活用し、PRイベントへの来場者が十分集まるような効果的な告知・広報を行う。

ク 開催場所、日時、形式等の企画・調整

参加者が集まりやすい開催場所や日時での実施に努め、対象者の関心を高める工夫をする。

ケ アンケート調査及び結果整理

来場者へのアンケート調査等により、開催効果や今後の障がい児支援施策の課題等について整理する。

(3) 成果品の提出

上記(1)の実施結果等について、報告書を作成し、紙媒体（A4版）2部、電子媒体（CD-R又はV D-R）1部を令和7年(2024年)3月31日（月）までに提出すること。

なお、本事業における報告書（いずれもデータ含む。）の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。

4 契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

当該委託業務の遂行方法について、企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日(月)まで

(5) 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

(6) 契約保証金

ア 契約を締結しようとするものは、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

イ 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第171条及び第172条の定めるところによる。

(7) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

また、主たる部分に当たらない業務であっても第三者に委託し、又は請け負わせる予定がある場合には、その旨、事前に委託者の承諾を得ること。

5 予算額上限

委託料 5,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 参加者の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本部(本社)、支部(支社)又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)その他法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するもの(コンソーシアムの場合、構成員の一つが少なくとも道内に事業所を有していること)。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は除く。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 北海道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本店が所在する都府県の事業税(北海道税の納付義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査基準

参加表明を行った事業者から提出された企画提案の審査会で判断する企画競争を実施し、最も適切と思われる企画提案を行った事業者と、見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

(1) 事業者の業務遂行能力

- ア 過去の事業実績や必要な専門知識・技術を有し、本委託業務を遂行するのに必要な体制が確保されているか。
- イ 業務の目的や内容を踏まえ、必要な経費が適切に積算されているか、また、事業実施に係るスケジュールは妥当か。

(2) 事業の実施に関する企画・実行能力

- ア シンポジウムは、参加者が興味を持ち、こどもホスピス等の理解が深まるような工夫された内容となっているか。
- イ シンポジウムの周知方法について、多くの方が参加するような工夫されたものとなっているか。
- ウ PRイベントは、参加者が興味を持ち、こどもホスピス等の理解が深まるような工夫された内容となっているか。
- エ PRイベントの開催場所や周知方法について、多くの方が来場するような工夫されたものとなっているか。
- オ アンケート調査の内容は、事業の効果が検証できる内容となっているか。

8 応募手続

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴収して資格の有無を審査し、資格を有する申請者に企画提案を要請する。

(1) 担当部局（提出・問合せ先）

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課障がい児支援係
所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号（代表）011-231-4111 内線 25-772
（直通）011-206-8269
FAX番号 011-232-4240

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年（2024年）5月29日（水） 午後5時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による
- エ 提出部数 1部

(3) 参加表明書の作成上の留意事項

別紙2「こどもホスピス等支援事業委託業務に係る企画提案書及び参加表明書作成要領」のとおり

(4) 企画提案書（別紙様式）の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年（2024年）6月5日（水） 午後5時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）による
- エ 提出部数 10部（社名、団体名等は1部のみ記載し、残り9部には記載しないこと）

9 見積書の提出

採用された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

10 その他

(1) 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) プロポーザルのヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。

- (3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (6) 企画提案の作成のため、北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 受託者は、受託業務の処理に伴い、収集した個人情報、全て北海道に移転しなければならない。
- (9) 契約書作成の要否
要